

大阪市告示第895号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
旭プール 旭児童プール 水泳場	令和7年7月1日（火）から 同年8月31日（日）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）